

別紙1

次期税務システム導入に係るコンサルティング業務委託仕様書

1 委託業務名

次期税務システム導入に係るコンサルティング業務

2 業務の目的

現行税務システムは、平成20年4月の稼働開始から16年が経過し、これまで税制改正対応等の改修を重ねてきた結果、システム処理が複雑化するとともに改修・維持管理費用の増加など様々な課題を抱えている。

また、納税者の利便性向上や業務の効率化・高度化の推進が求められるため、総合的な見直しが必要である。

このことから、システムの問題点を分析するとともに、最新の技術動向、類似システムの調査等を実施し、次期税務システムの方向性を確立させ、円滑な次期税務システム導入を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託業務内容

(1) 現行システムの分析

ア データ分析

業務処理の流れを分析し、入力データ及び出力データの発生状況、数量及び発生部署を分析、精査し、移行対象となるデータを整理すること。

イ 問題点の把握

現行システムにおける問題点を整理すること。

(2) 最新技術動向及び類似システムの調査

ア 最新技術動向の調査

納税者の利便性向上及び職員の事務負担軽減のため、システムに関する技術動向、付随する技術動向（A I、クラウド、インターネット等）及び特定個人情報管理に関する技術動向を調査すること。

イ 類似システムの調査

他都道府県において取り入れている先進的な機能や共同化が容易と見込まれるシステムを調査すること。

ウ 情報提供依頼（RFI）の実施

システムの機能を分析し、システム機能の実現可能性及び要する経費を調査すること。

(3) 次期システム要件定義書案の策定

(1) 及び(2)の結果を踏まえ、次の事項について案を策定すること。

ア 全体システム構想について

システム改修及び維持管理のための費用を削減するとともに、保守業務等の効率的運用を図るため、他都道府県との共同利用を前提としたシステムの検討を行うこと。

イ システム化の範囲について

システム化する税目及び業務の検討を行うこと。

ウ システムの構築について

税制改正等によるシステム更新業務が容易になるようシステム構築手法の検討を行うこと。

エ 経費等の試算

次期システムに要する経費(ライフサイクルコスト(構築、維持運用管理、税制改正対応、クラウド基盤利用、その他付随する経費))を示すこと。また、試算方法を明らかにし、根拠となる資料を作成すること。

オ スケジュールについて

次期システムの構築及びデータ移行スケジュールを示すこと。

カ 他システムとの連携について

他システムとのデータ連携及び接続方法等を示すこと。

キ その他

次期システムの構築及び維持運用管理に必要な事項についての検討を行うこと。

(4) 調達仕様書案等の作成

調達仕様書案及び落札者決定基準案を作成すること。

(5) 予算要求資料の作成

令和8年度当初予算要求事務に係る資料を作成すること。

5 成果品

(1) 本業務の成果品の納入部数及び納入期限は下表のとおりとする。

また、納入成果品は紙媒体及び電子媒体とし、日本語で記載すること。

紙媒体での提出書類は、A4判又はA3判のじ込み折りとすること。電子媒体のデータは、Word、Excel 又は PowerPoint とし、Microsoft Office2016 以降で読み書き可能な形式で作成し、DVD-R に格納して納品すること。これ以外の形式を利用する場合は、福島県と相談すること。

なお、専門用語には必ず説明を付すこと。

| 成果品の名称 | 納入部数 | 納入期限 |
|------------------|-----------------|--------------|
| 次期システム要件定義書案 | 紙媒体3部 電子媒体一式 | 令和8年3月19日(木) |
| 調達仕様書案 | | |
| 落札者決定基準案 | | |
| 予算要求資料(暫定版) | | 令和7年7月31日(木) |
| 予算要求資料(確定版) | | 令和7年9月30日(火) |
| 打合せ議事録 | | 随時 |
| その他、業務遂行上で作成したもの | | |

(2) 納入場所

「次期税務システム導入に係るコンサルティング業務委託公募型プロポーザル方式募集要領」の「14 問合せ先及び提出先」に納品すること。

6 契約に関する条件等

(1) 機密保持

- ア 本業務で知り得た個人情報及び企業情報は、委託業務以外に使用又は流用しないこと。
- イ 本業務で提供を受けたデータ等は、本件業務に従事する者以外に、漏洩がないよう厳格に管理を行い、本件終了後には速やかに消去又は返還すること。
- ウ データ等のセキュリティ管理については、指導に従い、求めに応じて状況を報告すること。

(2) 再委託について

業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、県の承認を得ることとし、その際は、予め再委託の相手方の商号又は名称及び住所、並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

7 その他

- (1) 調査にあたっては、県と十分に協議を行うこと。
- (2) 成果品の著作権は県に帰属する。
- (3) 県は必要がある場合には、委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議し、これを定める。